

## 令和7年第1回中山町議会定例会会議録

令和7年3月5日中山町議会定例会を、中山町役場大会議室で開催した。  
出席した議員は次のとおり

1 番	佐 東 幸 治	2 番	須 貝 勝 司
3 番	田 宮 昌 幸	4 番	刃 田 慎 二
5 番	斎 藤 眞 一	6 番	鈴 木 徹 雄
7 番	渡 辺 博 文	8 番	村 山 隆
9 番	渡 邊 史	10 番	鎌 上 徹

地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者は次のとおり

町 長	佐 藤 俊 晴	副 町 長	秋 葉 秀 出 男
総 務 広 報 課 長	黒 沼 里 香	総 合 政 策 課 長	神 保 勝 也
住 民 税 務 課 長	高 橋 孝 広	健 康 福 祉 課 長	渡 辺 美 喜
産 業 振 興 課 長 (兼) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	井 上 栄 司	建 設 課 長	佐 藤 隆 一
教 育 課 長	浦 山 健 一	教 育 課 長	栗 原 純

職務のために出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	高 橋 昌 一	議 会 事 務 局 書 記	後 藤 舞
議 会 事 務 局 書 記	石 川 里 佳		

会議に付した事件は次のとおり

- 議第 3号 令和6年度中山町一般会計補正予算（第11号）について
- 議第 4号 令和6年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 議第 5号 令和6年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について
- 議第 6号 令和6年度中山町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 議第 7号 令和6年度中山町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議第 8号 令和7年度中山町一般会計予算について
- 議第 9号 令和7年度中山町国民健康保険特別会計予算について
- 議第10号 令和7年度中山町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議第11号 令和7年度中山町介護保険特別会計予算について
- 議第12号 令和7年度中山町下水道事業会計予算について
- 議第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
- 議第14号 中山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第15号 中山町犯罪被害者等支援条例の設定について
- 議第16号 中山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 議第17号 特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第18号 中山町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について
- 議第19号 中山町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第20号 中山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 中山町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 中山町農業委員会委員の任命について
- 議第24号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
請願（総務文教常任委員会付託の件）

本日の議事日程は次のとおり

（別紙 議事日程第2号のとおり）

## 会議の経過

議長（鎌上徹君） おはようございます。

本日は10名が出席しており、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

ここで、議長よりあらかじめ申し上げます。

本日の起立による表決において、起立しない方は全て反対とみなしますので、よろしく申し上げます。

日程第1、議第3号「令和6年度中山町一般会計補正予算（第11号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議長 佐藤町長。

町長（佐藤俊晴君） おはようございます。

それでは議第3号「令和6年度中山町一般会計補正予算（第11号）について」の提案理由を申し上げます。

初めに歳入の主なものについて申し上げます。町税につきましては、法人税割及び均等割合合わせまして350万円を減額いたします。

地方交付税につきましては、普通交付税8,440万8,000円を増額いたします。

分担金及び負担金につきましては、保育料負担金及び放課後児童クラブ保育料負担金の減額などにより、総額で1,063万5,000円を減額いたします。

国庫支出金につきましては、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金及び新しい地方経済・生活環境創生交付金の増額などにより、総額で5,025万7,000円を増額いたします。

県支出金につきましては、地域経済活性化・物価高騰対策事業費補助金の増額、産地生産基盤パワーアップ事業補助金や、農地利用効率化等支援交付金の減額などにより、総額で692万9,000円を減額いたします。

寄附金につきましては、ふるさと寄附金1,076万2,000円を増額いたします。

繰入金につきましては、財政調整基金、スポーツ振興基金の繰入金の減額及びひまわり温泉整備基金の増額により、総額で1億5,017万8,000円を減額いたします。

諸収入につきましては、新型コロナワクチン接種補助金の減額などにより総額で443万9,000円を減額いたします。

次に歳出の主なものについて申し上げます。

総務費につきましては、町債管理基金積立金やふるさと納税事務代行委託料等の増額、会計年度任用職員に係る人件費の減額、総合GIS構築関連業務委託料及び地域おこし協力隊に関連する報酬や補助金の減額などにより、総額で1,601万7,000円を減額いたします。

民生費につきましては、住民税非課税世帯物価高騰対策臨時給付金の増額、定額減税補足給付金や保育所運営事業における会計年度任用職員に係る人件費の減額など、総額で2,174万5,000円を減額いたします。

衛生費につきましては、ごみ収集委託料や山形広域環境事務組合負担金の減額などにより、総額で2,934万円を減額いたします。

農林水産業費につきましては、産地生産基盤パワーアップ事業補助金や、農地利用効率化等支援交付金の減額など、総額で1,019万6,000円を減額いたします。

商工費につきましては、物価高騰対策商品券業務委託料の増額など、総額で5,500万9,000円を増額いたします。

土木費につきましては、道路台帳整備委託料や積雪深自動モニタリングシステム導入業務委託料の減額など、総額で2,256万1,000円を減額いたします。

消防費につきましては、防災対應用備品の増額などにより、総額で3,011万6,000円を増額いたします。

教育費につきましては、準要保護等児童生徒就学援助費や小中学校や学校給食センターにおける光熱水費の減額などにより、総額で1,593万8,000円を減額いたします。

最後に予備費につきましては、歳入歳出の差額41万8,000円を増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要であります。今回の3,025万4,000円の減額補正により、令和6年度一般会計の予算規模は60億6,890万8,000円となるものでございます。

第2表、繰越明許費の追加であります。2款3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳経費325万円につきましては、戸籍への送り仮名記載のため、通知に係る郵送料及び通知印刷業務委託について、年度内に完了することができないため、繰越事業とするものでございます。

3款1項社会福祉費、住民税非課税世帯物価高騰対策臨時給付金事業2,613万1,000円につきましては、令和7年度において支給を行うために給付金や給付事務に係る経費について繰越事業とするものでございます。

6款1項農業費、果樹畑作需給拡大推進事業2,347万6,000円につ

きましては、果樹の新植・改植や農機具の導入などについて、年度内に完了が見込まれないことから、繰越事業とするものでございます。

7款1項商工費、物価高騰対策商品券事業5,700万円につきましては、町民への商品券配布を令和7年度において行うため、業務委託料や事務に係る経費について繰越事業とするものでございます。

9款1項消防費、防災施設・整備事業3,361万円につきましては、国の令和6年度補正予算による新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、防災対応用備品の整備に取り組むことから、繰越事業とするものでございます。

次に、繰越明許費の変更であります。3款2項児童福祉費、保育所施設管理事業につきましては、なかやま保育園空調設備改修工事（2期工事）の工期に合わせ、保育園改修工事設計監理業務委託料148万5,000円を追加し、1億48万5,000円に変更し繰越するものでございます。

7款1項商工費、ひまわり温泉管理運営事業につきましては、源泉配管改修工事設計業務委託料235万4,000円を追加し、1,735万3,000円に変更し、繰越するものでございます。

なお、詳細につきましては、総合政策課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

総合政策課長（神保勝也君） 改めまして、皆様おはようございます。

総合政策課長、神保でございます。それでは、一般会計補正予算（第11号）につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げたいと思います。

議案書7ページをご覧くださいと思います。まずは1款1項2目法人1節の現年課税分均等割100万円の減額、合わせて法人税割250万円の減額につきましては、今年度令和6年度の収入見込みによりまして減額をさせていただくものでございます。

続いて10款1項1目1節地方交付税8,440万8,000円でございますが、こちらは国の補正予算による普通交付税の再算定が行われたことにより、この金額が追加交付とされましたことから、増額となっているものでございます。

なお、追加交付につきましては、令和3年度以降、4年連続での追加交付となっているところでございます。

続いて、12款1項1目民生費の負担金、1節社会福祉費負担金、老人福祉施設入所負担金81万6,000円の減額でございますが、こちらは入所者の入所状況に合わせまして、負担金を減額させていただくものでございます。

同2節児童民生費負担金、保育料負担金現年分626万6,000円の減額、それから豊田地区放課後児童クラブ保育料負担金71万6,000円の減額、長崎地区放課後児童クラブ保育料負担金283万7,000円の減額につつま

しては、今年度の保育料の実績見込みによりまして、予算との差額について減額をさせていただくものでございます。

続いて、14款1項1目民生費の国庫負担金、1節社会福祉費負担金、上から国民健康保険保険基盤安定負担金15万5,000円の減額、3つ飛びまして、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金7万8,000円の減額。国民健康保険産前産後保険料負担金10万6,000円の減額につきましては、保険基盤安定制度負担金等の算定によりまして、このたび減額をさせていただくものでございます。

戻りまして、障害児入所給付費等国庫負担金245万7,000円の減額、障害者自立支援給付費負担金285万9,000円の増額、障害者医療費負担金45万6,000円の増額につきましては、こちらも今年度の給付見込み等を勘案しまして、それぞれ調整をさせていただくものでございます。

続いて、同2節児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金185万1,000円の増額につきましては、こちらも今年度の給付見込みにより増額をさせていただくものでございます。

同項2目衛生費国庫負担金1節衛生費負担金、予防接種健康被害給付費負担金23万6,000円の増額につきましては、現在治療中の方に対する給付を見込みまして増額をさせていただくものでございます。

8ページになります。14款2項1目総務費国庫負担金、1節総務費補助金、個人番号カード交付事務費補助金73万8,000円の減額につきましては、マイナンバーカードの交付事務の実績見込みにより減額をさせていただくものでございます。

続いて、社会保障・税番号制度システム整備費補助金324万9,000円につきましては、戸籍へのふり仮名記載等に係ります費用について増額をさせていただくものでございます。

続いて、デジタル田園都市国家構想交付金1,060万円の減額でございますが、こちらは今年度実施をいたしました統合GIS導入、それからコンビニ交付の導入、積雪深自動モニタリングシステム導入に係るそれぞれの事業の実績見込みによりまして、国からの交付金を減額させていただくものでございます。

続いて、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金4,755万9,000円につきましては、住民税非課税世帯への臨時給付金や商品券事業を実施するための追加交付分として6,855万9,000円、今年度令和6年度実施をいたしました定額減税補足給付金の実績見込みにより2,100万円の減額、合わせまして4,755万9,000円を増額させていただくものでございます。

続いて、新しい地方経済・生活環境創生交付金1,692万9,000円につきましては、国の令和6年度補正予算により、新たに新設されました交付金を活用させていただき、防災対応用備品の購入の財源とさせていただくため、増額をさせていただくものでございます。

同2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業等補助金274万7,000円の減額につきましては、利用者数などの実績見込みにより減額をさせていただくものでございます。

同3目衛生費国庫補助金1節衛生費補助金、出産・子育て応援交付金交付事業費補助金89万6,000円の減額につきましては、こちらも今年度の実績見込みにより減額をさせていただくものでございます。

同4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金389万5,000円の減額、それから、同2節の住宅費補助金、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金50万円の減額、社会資本整備総合交付金25万3,000円の増額、空き家対策総合支援事業補助金71万円の減額につきましては、国からの交付決定に基づきまして、それぞれ調整をさせていただくものでございます。

14款3項3目土木費委託金1節の河川費委託金でございます。河川堤防除草委託金25万3,000円の減額につきましては、今年度の事業がほぼ完了していることにより、事業費が確定しましたことから減額をさせていただくものでございます。

続いて、15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、国民健康保険保険基盤安定制度負担金138万5,000円の減額、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金41万5,000円の減額、3つ飛びまして、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金3万9,000円の減額、それから、国民健康保険産前産後保険料負担金5万3,000円の減額につきましては、先ほど国庫負担金のところで申しあげましたとおりと同様に、県負担金分についても減額をさせていただくものでございます。

戻りまして、障害者自立支援給付費負担金143万円の増額、障害者医療費負担金22万8,000円の増額、障害児入所給付費等県負担金122万9,000円の減額につきましては、国庫負担金と同様に県負担金分を調整させていただくものでございます。

同2節児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費県費負担金202万2,000円の増額につきましては、こちらも国庫負担金と同様、県負担金を増額させていただくものでございます。

9ページをご覧ください。15款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、重度心身障がい（児）者医療給付事業補助金234万8,000円の

減額につきましては、当初見込んでおりました人数等、予想を下回る給付見込みとなったため減額をさせていただくものでございます。

続いて、地域生活支援事業等補助金137万3,000円の減額につきましては、こちらも国庫負担金と同様に県補助分を減額させていただくものでございます。低所得世帯の冬の生活応援事業費補助金22万5,000円の減額につきましては、事業の完了に伴いまして減額をさせていただくものでございます。

同2節児童福祉費補助金、子育て支援医療給付事業補助金439万1,000円の減額につきましては、こちらも当初見込みを下回る給付見込みとなったことから減額をさせていただくものでございます。

続いて、子どものための教育・保育給付費補助金97万2,000円の増額、子育てのための施設等利用給付交付金48万円の増額につきましては、今年度令和6年度の給付見込みにより増額をさせていただくものでございます。

続いて、同3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、出産・子育て応援交付金交付事業費補助金22万3,000円の減額につきましては、今年度の事業実績見込みにより減額をさせていただくものでございます。

続いて、同4目、農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金690万8,000円の減額でございますが、こちらは国補助事業の不採択により減額をさせていただくものでございます。

続いて、農地利用効率化等支援交付金306万4,000円の減額につきましては、こちらは事業採択を受けていた2名の事業者から事業取り下げの申し出がありましたことから減額をさせていただくものでございます。

続いて、同5目商工費県補助金、1節商工費補助金、地域経済活性化・物価高騰対策事業費補助金1,112万7,000円につきましては、このたび補正をしております商品券事業に対する県補助金分を増額させていただくものでございます。

同6目土木費県補助金、1節住宅費補助金、住宅リフォーム支援事業費補助金（一般世帯分）133万5,000円の減額、住宅リフォーム支援事業費補助金（耐震改修分）20万円の減額につきましては、補助金の交付決定に基づきまして減額をさせていただくものでございます。

続いて、17款1項1目1節ふるさと寄附金1,076万2,000円でございますが、今年度の寄附金の増額が見込まれますことから、12月補正に引き続きになりますけれども、増額をさせていただくものでございます。

18款1項1目基金繰入金、1節財政調整基金の繰入金でございます。このたびの一般会計補正予算に係る財源調整の結果、1億5,100万円の減額ができると見込まれますことから、財政調整基金からの繰入を減額させていただ

くこととしておったものでございます。

続いて、同3節ひまわり温泉整備基金繰入金147万7,000円の増額につきましては、工事費等の増額に伴いまして繰入金を増額させていただくものでございます。

同8節、スポーツ振興基金繰入金65万5,000円の減額につきましては、今年度購入をしました冷風機の購入費の減に伴いまして、繰入金を減額させていただくものでございます。

10ページをご覧ください。20款4項2目1節雑入でございます。まずは、スポーツ振興くじ助成金14万円の増額につきましては、助成金額の確定により増額をさせていただくものでございます。

続いて、新型コロナワクチン接種助成金351万9,000円の減額につきましては、今年度の事業の実績見込みにより減額とさせていただくものでございます。

最後に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施委託料106万円の減額につきましても、事業実績の見込みにより減額をさせていただくものでございます。

続いて、11ページをご覧ください。今度は歳出の補正予算でございます。

まずは、2款1項1目一般管理費、1節会計年度任用職員報酬190万円の減額、3節職員手当等46万8,000円の減額、4節市町村職員共済組合負担金等40万円の減額及び社会保険料100万円の減額につきましては、会計年度任用職員の任用者数の減などにより、今年度の事業実績見込みも踏まえまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

8節普通旅費30万円の減額につきましては、今年度の実績見込みによりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

続いて、11節手数料10万円の減額につきましては、文書の廃棄処理等の執行状況等、実績見込みによりまして、不要と見込まれます額を減額させていただくものでございます。

続いて、総合賠償補償保険分担金4万5,000円の減、12節になりますが、法律顧問料20万4,000円の減額、給与システム改修委託料11万円の減額につきましては、分担金の金額及び委託金額の確定によりまして減額をさせていただくものでございます。

12節の職員健康診断委託料43万7,000円の減額、それから18節になりますが、職員研修負担金25万円の減額につきましては、今年度の事業の執行状況など実績見込みにより、不要額となる金額を減額させていただくものでございます。

続いて、同2目広報広聴費でございます。10節印刷製本費150万円の減

額、それから12節ホームページ保守管理委託料17万6,000円の減額につきましては、印刷製本費については、町報やお知らせ版の印刷費の実績見込み及びホームページの保守管理委託料につきましては、こちらも実績見込みにより予算との差額を減額させていただくものでございます。

続いて、同3目財政管理費、24節の積立金1,827万4,000円の増額につきましては、町債管理基金積立金1,827万4,000円の増額でございます。これにつきましては、令和6年度普通交付税の再算定におきまして、新たに創設をされました臨時財政対策債償還基金費に係る金額をこのたび町債管理基金に積み立てさせていただくため、増額をするものでございます。

なお、この1,827万4,000円につきましては、令和7年度及び令和8年度にそれぞれ取り崩しさせていただき、臨時財政対策債の償還に充てさせていただくということのお約束で、いただいているものでございます。

続いて、同5目財産管理費、1節会計年度任用職員報酬44万4,000円の減額、続いて4節市町村職員共済組合負担金等3万4,000円の減額、1つ飛びまして8節の費用弁償6,000円の減額につきましては、こちらは入札参加資格の審査受付業務のため、今年度採用を予定しておりました会計年度任用職員について、庁舎内の調整により新たに採用せず事務を進めることができたため、このたび減額をさせていただくものでございます。

7節の講師謝礼等80万円の減額でございますが、こちらは公共施設再配置等における会議時の講師を、業務委託により実施することに変更したため、減額をさせていただくものでございます。

続いて、12ページでございます。10節燃料費53万9,000円の減額につきましては、役場庁舎におきます灯油等の燃料費について、執行見込みにより、予算との差額を減額させていただくものでございます。

修繕料の55万円の減額、それから11節自動車損害保険料の25万円の減額につきましては、公用車の車検などに伴う修繕及び自動車損害保険料の実績見込みにより予算との差額を減額させていただくものでございます。

12節公共嘱託登記事務委託料75万5,000円の減額につきましては、今年度のこの事業の決算見込みによりまして、不要となる額を減額させていただくものでございます。同じく12節長寿命化改修事前調査業務委託料100万円の減額につきましては、業務委託のほう completed しておりますので、予算との差額を減額させていただくものでございます。

14節庁舎電灯用変圧器交換工事26万9,000円の減額につきましては、こちらも工事が完了しておりますので、当初予算との差額を減額させていただくものでございます。

18節庁舎関係備品29万円の増額につきましては、事務用机等の購入など、

庁舎関係備品の購入のために、このたび増額をさせていただくものでございます。

同6目企画費でございます。1節会計年度任用職員報酬430万円から4節の社会保険料を50万円の減額まで、合わせて586万円の減額、それから、13ページになるんですけれども、18節地域おこし協力隊活動費補助金320万円の減額でございますけれども、新たな採用を含め今年度全体で4名と見込んでおりました地域おこし協力隊の関係する経費でございますけれども、今年度採用とならなかったため、2名分を減額させていただくものでございます。

戻りまして、7節移住世帯向け食の支援事業支給品10万7,000円の減額につきましては、こちらの事業に係る全額が県負担で行うことと変更になりましたことから、このたび減額をさせていただくものでございます。

10節消耗品費35万円の増額につきましては、コピー料金と庁舎事務事業等に不足が見込まれますことから増額をさせていただくものでございます。

続いて、12節委託料でございます。情報系システムネットワーク機器保守委託料35万円の減額につきましては、保守業務執行の実績見込みにより不要となる額を減額させていただくものでございます。

統合GIS構築関連業務委託料1,163万1,000円の減額につきましては、業務委託の実績見込み等によりまして、不要と見込まれます額を減額させていただくものでございます。

行政情報システム改修委託料22万円の減額につきましても、改修におきます実績見込みにより減額をさせていただくものでございます。

続いて、タクシー利用助成業務委託料62万円の減額でございますが、今年度試行しておりました委託業務の実績が確定しておりますので、不要と見込まれます金額を減額させていただくものでございます。

続いて、ふるさと納税事務代行委託料882万1,000円の増額、それから、13節になります。ふるさと納税システム使用料194万2,000円の増額につきましては、ふるさと寄附金の収入実績見込みの増加を踏まえまして、不足が見込まれます委託料、それから使用料について増額をさせていただくものでございます。

13節情報系システムネットワーク機器借上料100万円の減額、それから行政情報システム利用料104万5,000円の減額につきましては、今年度の賃貸借料等が確定しておりますので予算との差額等を減額させていただくものでございます。

12ページ最後になります。18節中山町誕生70周年記念町民参加支援業務補助金100万円の減額でございますが、こちらは年間70件と設定し事業を執行してまいりましたが、20件分について減額をさせていただきたく補正

をお願いするものでございます。

13ページをご覧くださいと思います。18節の中で、1つ地域おこし協力隊起業支援補助金100万円の減額でございます。こちらは、今年度退任となります1名の協力隊員への補助金ということになりますが、今年度この補助金を活用せず、次年度において活用する計画でありますことから、このたび減額をさせていただくものでございます。

23節若者定着奨学金返還支援事業出捐金288万6,000円の減額につきましては、県外に就職するなど、返還支援事業の対象から外れてしまった認定者分の出捐金について、今年度新たに認定者となりました方の出捐金と相殺をさせていただくことから、減額をさせていただくものでございます。

続いて、同7目交通安全対策費、4節社会保険料6,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の社会保険料に不足が見込まれますことから、増額をさせていただくものでございます。

同8目諸費7節の表彰者記念品等39万9,000円の減額から、12節広報なかやま縮刷版作成等業務委託料61万3,000円の減額まで、合わせて157万2,000円の減額でございますが、こちらは中山町誕生70周年記念式典関係経費や広報なかやま縮刷版の作成等につきまして、事業の実績見込みにより減額をさせていただくものでございます。

22節過年度収入還付金37万8,000円の増額につきましては、令和5年度母子保健衛生費国庫補助金の実績確定によりまして、返還が生じたことからこのたび増額をさせていただくものでございます。

続いて2款2項2目賦課徴収経費、12節の軽自動車OSS連携オプション導入支援委託料33万円の減額、13節固定資產業務支援システム使用料15万9,000円の減額、14ページになります、17節固定資產業務支援システム用備品10万4,000円の減額、18節地方税共同機構負担金40万6,000円の減額につきましては、業務委託や負担金額の確定など、事業の実績見込みによりまして不要となる額をそれぞれ減額をさせていただくものでございます。

続いて、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、まずは3節の職員手当等30万円の減額につきましては、一般職人件費について、支出見込みにより予算との差額を増減額させていただくものでございます。

続いて、11節通信運搬費7万5,000円の減額につきましては、戸籍へのふり仮名記載に向けた経費の増額分が66万3,000円、それと、マイナンバーカード交付事務に要します郵送料の減額が73万8,000円の減額となりますことから、合わせて7万5,000円の減額となったものでございます。

12節住民・税務システム等保守点検委託料28万2,000円の減額と、13節に飛びますが住民・税務システム等借上料22万円の減額につきましては、基幹系システム保守経費等の額の確定により、減額をさせていただくものでございます。

12節に戻りまして、証明書コンビニ交付システム初期導入委託料37万5,000円の減額、同じく住基ネット統合端末等更新作業委託料30万円の減額につきましては、こちらも委託金額等の確定によりまして減額をさせていただくものでございます。

17節戸籍保存用備品43万1,000円の減額につきましては、戸籍保存用キャビネット購入額の確定によりまして、減額をさせていただくものでございます。

続いて、2款4項7目衆議院議員総選挙費でございます。1節の投開票管理者報酬から、15ページになります、17節の選挙用備品まで合わせまして総額106万8,000円の減額になるものでございますけれども、こちらは衆議院議員総選挙につきまして、実績に基づき減額をさせていただくものでございます。

それでは15ページになります。3款1項1目社会福祉総務費、1節会計年度任用職員報酬14万8,000円の減額、1つ飛びまして、8節費用弁償9,000円の減額、それからすみません、次の16ページまで飛びますが、19節の灯油等助成金45万円の減額、以上3点につきましては、低所得世帯への冬的生活応援事業の完了によりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

続いて、3節職員手当等56万円の増額、10節の消耗品費3万円の増額、印刷製本費5万9,000円の増額、11節になります、通信運搬費28万2,000円の増額、手数料15万9,000円の増額、12節に入りまして、給付金システム改修業務委託料44万円の増額、18節住民税非課税世帯物価高騰対策臨時給付金2,530万円の増額につきましては、令和6年度の住民税均等割非課税世帯に対します、臨時給付金を支給させていただく事業に係る経費について、増額をさせていただくものでございます。

12節に戻りまして、地域福祉計画策定業務委託料17万6,000円の減額につきましては、策定業務委託料の実績見込みによりまして減額をさせていただくものでございます。

では、16ページにまいります。19節定額減税補足給付金2,100万円の減額につきましては、今年度の給付業務の執行見込みによりまして2,100万円を減額させていただくものでございます。

27節国民健康保険特別会計繰出金360万1,000円につきましては、

保険基盤安定制度負担金等の確定により減額をさせていただくものでございます。

続いて、同3目老人福祉費、まずは7節高齢者に対する敬老金74万5,000円の減額、11節の筆耕翻訳料1万円の減額、18節の敬老会補助金18万7,000円の減額につきましては、それぞれ事業完了に伴いまして、高齢者に対する敬老金及び敬老会の補助金について、当初予算との差額を減額させていただくものでございます。

19節になります。成年後見人等報酬助成扶助費25万2,000円の減額につきましては、このたび対象者がいなかったことなどから、実績見込みにより減額をさせていただくものでございます。

19節の老人福祉施設入所措置費207万8,000円の減額につきましては、入所者の状況に合わせまして、不要となる額を減額させていただくものでございます。27節後期高齢者医療特別会計繰出金55万2,000円の減額につきましては、こちらも保険基盤安定制度負担金等の確定により、減額をさせていただくものでございます。

続いて、同4目心身障がい者福祉費、1節障害支援区分判定審査会委員報酬9万円の減額、7節の手話通訳者等謝金15万9,000円の減額、12節になります、日中一時支援事業委託料14万1,000円の減額、訪問入浴サービス事業委託料43万5,000円の減額、障害児通学支援委託料110万7,000円の減額、19節に入りまして、日常生活用具給付費108万9,000円の減額、その次の成年後見人等報酬助成扶助費25万2,000円の減額につきましては、今年度の利用実績等により不要となる額を減額させていただくものでございます。

11節に戻りまして、手数料1万8,000円の減額、それから19節の一番下に記載ございます、重度心身障害（児）者医療給付費467万8,000円の減額につきましては、重度心身障害（児）者医療給付に要する費用が、当初予算に計上しておりました金額を下回る見込みでありますことから、不要となる額を減額させていただくものでございます。

同じく19節、介護給付・訓練等給付657万円の増額、補装具給付85万円の減額、更生医療給付費91万2,000円の増額、障害児通所給付費491万4,000円の減額につきましては、今年度の給付実績見込みによりまして、それぞれ調整をさせていただくものでございます。

17ページをご覧いただきたいと思っております。3款2項1目児童福祉総務費、まずは3節の職員手当等10万円の増額につきましては、一般職の人件費について、支出見込みにより予算との差額を増額させていただくものでございます。

続いて、11節審査支払手数料・協力費37万8,000円の減額、19節

子育て支援医療給付費1,420万1,000円の減額につきましては、子育て支援医療給付に要する費用が当初予算額を下回る見込みであることから、不要となる額を減額させていただくものでございます。

同2目児童措置費、1節会計年度任用職員の報酬365万円の減額、3節職員手当等131万6,000円の減額、4節市町村職員共済組合負担金等54万円の減額、同じく社会保険料80万円の減額8節費用弁償30万円の減額につきましては、一般職員の手当及びなかやま保育園におきます、会計年度任用職員にかかる支出見込み額等を踏まえまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

18節施設型給付費933万9,000円の増額、地域型給付費135万2,000円の減額につきましては、公定価格の改定や年度途中の入所等の状況によりまして、施設型給付費につきましては増額、地域型給付費につきましては減額とさせていただくものでございます。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費、3節の職員手当等3万1,000円の減額につきましては、保健衛生費におきます職員及び会計年度任用職員の手当分を調整し、減額をさせていただくものでございます。

続いて、7節の講師謝礼等12万円の減額、10節消耗品費10万円の減額、12節になります、18ページの12節運動指導員派遣事業委託料84万円の減額につきましては、高齢者の保健事業及び介護予防の一体的実施事業における事業実施実績見込みに伴いまして、不要となる額を減額させていただくものでございます。

17ページに戻りまして、10節の委託料11万1,000円の減18ページに今度なります、12節妊婦健康診査委託料127万円の減額、18節出産子育て応援交付金100万円の減、19節特定不妊治療費助成金60万円の減額につきましては、それぞれ事業の実績見込みに伴いまして、不要となる額を減額させていただくものでございます。

同2目健康増進事業費、7節の講師謝礼等10万円の減額、10節消耗品費23万2,000円の減額、11節通信運搬費12万7,000円の減額、それから12節健康増進計画策定業務委託料24万2,000円の減額につきましては、この健康増進事業等において事業の実績見込み等に伴い、不要となる額を減額させていただくものでございます。

続いて、同3目予防費、12節の肺炎球菌ワクチン接種委託料48万4,000円の減額、小児予防接種委託料22万5,000円の減額、新型コロナワクチン接種委託料500万4,000円の減額につきましては、各種予防接種委託料の実績見込みにより、予算との差額を減額させていただくものでございます。

続いて、18節予防接種健康被害給付費負担金23万6,000円につきましては、歳入でも申しあげましたけれども、予防接種健康被害救済制度に基づきまして、継続治療中の方への負担金について増額をさせていただくものでございます。

続いて、同4目環境衛生費、10節の燃料費50万2,000円の減額、光熱水費29万8,000円の減額、12節霊柩車運行業務委託料46万2,000円の減額、1つ飛びまして14節斎場施設等工事16万5,000円の減額につきましては、斎場における燃料費の使用実績見込みや、霊柩車の運行業務の実績、それから工事費については事業完了等によりまして、予算との差額をそれぞれ減額させていただくものでございます。

12節に戻りまして、不法投棄処分委託料12万7,000円の減額、18節になります、防疫薬剤購入補助金14万8,000円の減額、住宅用太陽光発電システム設置補助金149万9,000円の減額につきましては、それぞれの実績見込みによりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

同5目保健福祉センター費の10節燃料費80万円の減額、それから光熱水費50万円の減額につきましては、保健福祉センターの空調設備改修工事等により、燃料代が不要になったことや、光熱水費については、執行見込み等によりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

19ページをご覧いただきたいと思います。4款2項1目塵芥処理費でございます。まず12節資源回収委託料27万円の減額、それからごみ収集委託料901万4,000円の減額につきましては、古紙回収の所要時間やごみ収集委託契約との請差等によりまして、予算との差額を減額するものでございます。

同2目山形広域環境事務組合組合事業費、18節の山形広域環境事務組合負担金530万5,000円の減額につきましては、前年度繰越金の精算等に伴いまして、負担金を減額させていただくものでございます。

続いて6款1項3目の農業振興費でございます。

まずは、7節鳥獣被害対策実施隊活動報償16万2,000円の減額、12節の死亡動物回収業務委託料41万円の減額につきましては、活動のそれぞれの実績によりまして、予算との差額を減額させていただきます。

続いて、18節認定農業者等生産基盤強化支援事業補助金107万9,000円の増額につきましては、予算額を超える交付申請等がありましたことから、不足額を増額させていただくものでございます。

続いて、農地利用効率化等支援交付金306万4,000円につきましては、歳入でも申しあげましたが、事業採択を受けていた方から事業取り下げの申し

出があったため、減額をさせていただくものでございます。

続いて、果樹病虫害防除支援事業補助金25万円の減額については、今年度この補助金に係る事業が未実施だったことから減額をさせていただくものでございます。

続いて、産地生産基盤パワーアップ事業補助金690万8,000円の減額につきましても、歳入でも申しあげましたが、国補助事業の不採択を受けまして、減額をさせていただくものでございます。

続いて、水田営農確立支援事業補助金38万1,000円の減額、それから水田活用支援金10万円の減額につきましても、それぞれ補助対象の交付見込み等によりまして減額をさせていただくものでございます。

20ページでございます。7款1項2目商工振興費、10節消耗品、1万5,000円の増額から、12節の物価高騰対策商品券業務委託料5,337万円の増額まで合わせまして5,700万円でございますけれども、こちらは全町民に対し、5,000円の商品券を配布する物価高騰対策商品券事業を実施させていただくことから増額をさせていただくものでございます。

12節キャッシュレス決済ポイント還元事業運営業務委託料83万3,000円の減額につきましても、こちらは事業完了に伴いまして、不要となる額を減額させていただくものでございます。

続いて、18節小規模事業者持続化支援補助金30万円の減額、開業支援事業補助金301万2,000円の減額につきましても、今年度の交付実績見込みにより減額をさせていただくものでございます。

同3目観光費、18節特産品等開発支援事業費補助金20万円の減額につきましても、こちらと同様に事業実績見込みにより減額をさせていただくものでございます。

同4目ひまわり温泉費でございます。まずは10節の修繕料60万円の減額、それから12節指定管理料147万7,000円の増額、それから1つ飛びまして、17節施設用備品87万7,000円の減額につきましても、修繕料、それから施設用備品を減額させていただき、指定管理料におきます修繕料分を増額させていただくため、このたびこちらの金額を増額させていただくものでございます。

戻りまして、12節源泉配管改修工事設計業務委託料235万4,000円の増額につきましても、2号源泉と3号源泉との配管等改修工事についての設計業務委託料を増額させていただくものでございます。

8款1項1目土木総務費でございますが、こちらは空き家対策事業における国補助金の交付の決定を受けまして、財源内訳等を変更させていただくものでございます。

続いて、20ページが一番下になります。8款2項1目道路橋梁維持費、12節の道路台帳整備委託料601万2,000円の減額、それから側溝清掃等委託料107万3,000円の減額につきましては、これは事業の実績見込みによりまして不要となる額を減額するものでございます。

続いて、同じく12節積雪深自動モニタリングシステム導入業務委託料、金額が21ページに記載されております。778万1,000円の減額につきましては、導入業務委託料の実績見込みによりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

続いて21ページになります。13節積算システム借上料13万9,000円の減額、それから道路台帳管理システム借上料19万8,000円の減額につきましては、こちらも事業の実績見込みにより不要となる額を減額させていただきます。14節橋梁改修工事66万円の減額につきましても、こちらも事業の実績見込みにより不要となる額を減額させていただきます。

それから、同2目道路新設改良費の18節県単独事業負担金60万円の減額につきましては、県への負担金支出が今年度ありませんでしたので、その金額分を減額させていただくものでございます。

続いて、8款3項1目河川総務費、7節の川をきれいにする運動参加報酬11万9,000円の減額、12節河川堤防除草業務委託料27万7,000円の減額につきましては、今年度の事業実績見込みにより不要となる額を減額させていただくものでございます。

8款4項1目住宅管理費、18節住宅需要創出リフォーム支援事業補助金233万7,000円の減額、木造住宅耐震改修工事補助金100万円の減額、ブロック塀等撤去費補助金33万5,000円の減額につきましては、各補助金の交付実績見込みによりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

続いて、同5項2目公共下水道費、27節の公共下水道事業特別会計繰出金（公共下水道分）64万9,000円の減額につきましては、公共下水道事業特別会計の補正に伴い減額をさせていただくものでございます。

続いて22ページをご覧くださいと思います。同3目公園費でございます。10節の光熱水費8万円の増額、それから11節役務費21万6,000円の減額につきましては、こちらはグラウンド・ゴルフ場管理における実績見込みにより、不足が生じます光熱水費を増額させていただき、役務費については不要となる額を減額させていただきたいというものでございます。

続いて、13節機械借上料は98万6,000円の減額、18節児童遊園施設整備補助金25万9,000円の減額につきましては、それぞれ事業の決算見込みにより予算との差額を減額させていただくものでございます。

続きまして、9款1項2目非常備消防費でございます。1節の消防団出動報酬100万円の減額から11節役務費の消防団福祉共済掛金15万6,000円まで合わせまして、総額246万4,000円の減額でございますが、こちらは消防団運営事業におきます今年度の事業決算見込みによりまして、不要となる額を減額させていただくものでございます。

同3目消防施設費でございます。まずは10節光熱水費25万円の減額、1つ飛びまして12節施設管理委託料30万円の減額につきましては、防災センターにおきます光熱水費及び管理委託料について、実績見込みにより当初予算との差額を減額させていただくものでございます。

11節に戻りまして通信運搬費114万2,000円、それから17節に飛びますけれども、防災対応備品3,246万8,000円の増額につきましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用させていただきまして、避難所における生活環境や防災上脆弱な機能を補完させていただくため、必要な備品を購入させていただくための増額でございます。

14節に戻りまして、モーターサイレン撤去工事30万1,000円の減額につきましては、こちらは事業完了によりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

続いて、同4目水防費でございます。12節の垂直避難拠点草刈委託料17万9,000の減額でございますが、こちらは当初草刈りの予定が必要ということで予算を計上しておりましたが、防草シート等の敷設により業務が不要となったため減額をさせていただくものでございます。

23ページをご覧くださいと思います。10款1項2目事務局費でございます。3節の職員手当等10万円の増額につきましては、一般職の人件費について、支出見込みにより予算との差額を増額させていただくものでございます。

続いて、7節中山町学校の将来構想検討委員会委員報償20万円の減額につきましては、委員の出席状況をなどによりまして、不要となる額を減額するものでございます。13節の自治体実務解説サービス利用料8万3,000円の減額につきましては、利用料契約の実績によりまして不要となる額を減額するものでございます。

同3目義務教育振興費、1節の会計年度任用職員報酬100万円の減額、3節の職員手当147万3,000円の減額、1つ飛びまして、8節費用弁償40万円の減額につきましては、部活動指導員の任用等の実績によりまして、不要となる額を減額させていただくものでございます。

7節に戻りまして、就学時健診報償2万7,000円の減額、12節になります児童生徒各種検査委託料7万9,000円の減額、教職員各種検査委託料2

5万円の減額、医療器材滅菌業務委託料1万5,000円の減額につきましては、健康診断事業における実績によりまして、不要となる額を減額させていただいたものでございます。

13節ICT教育支援サービス利用料157万1,000円の減額につきましても、利用実績によりまして不要となる額を減額するものでございます。

19節準要保護等児童生徒就学援助費120万円の減額、特別支援教育就学奨励費30万円の減額につきましては、援助費給付の実績見込みにより不要となる額を減額させていただいたものでございます。

続いて、24ページでございます。10款2項1目学校管理費、3節の職員手当等10万円の減額につきましては、一般職の人件費について支出見込みにより予算との差額を減額させていただくものでございます。

10節の光熱水費120万円の減額につきましては、長崎小学校及び豊田小学校におきます電気料の使用実績見込みによりまして、予算との差額を減額させていただいたものでございます。

10款3項1目学校管理費の10節光熱水費250万円の減額につきましては、こちらは中山中学校における電気料金の使用実績見込みにより、予算との差額を減額させていただくものでございます。12節エレベーター保守委託料8万6,000円の減額につきましては、保守業務の契約委託による実績に伴い、予算との差額を減額させていただくものでございます。

10款4項3目図書館費、12節図書館施設管理業務委託料132万円の減額につきましては、今年度の委託契約決算見込みにより、予算との差額を減額させていただくものでございます。

同5目文化財保護費、7節の資料整理作業謝礼47万6,000円の減額については、作業日数の減など今年度の決算見込みにより、予算との差額を減額させていただくものでございます。

続いて、10款5項1目保健体育総務費、11節スポーツ安全保険料7万2,000円の減額につきましては、ドリームベースボール事業に必要な保険料について計上しておりましたところでございますが、株式会社ぎょうせい側で支出することとなったため、減額をさせていただくものでございます。

18節ウォーキング大会開催事業補助金14万7,000円の減額につきましては、今年度実施しました第3回すももウォーキング大会の精算等によりまして、予算との差額を減額するものでございます。

続いて、スポーツ少年団活動補助金14万円の減額については、日体大スポーツ合宿事業等の中止による今年度の事業決算見込みにより、予算との差額を減額させていただくものでございます。

同2目体育施設費でございます。10節の燃料費15万2,000円の増額、

それから光熱水費 79万5,000円の減額につきましては、今年度の使用料見込みによりまして、不足が生じる総合体育館の燃料費を増額させていただき、あわせて総合体育館、町民プール及び町民グラウンドにおける電気料金を減額させていただくものでございます。

続いて、12節総合体育館施設管理業務委託料12万円の減額、同じく12節町民プール施設管理委託料16万7,000円の減額につきましては、施設管理業務委託契約に基づきまして、予算との差額について減額をさせていただくものでございます。

続いて、17節総合体育館備品58万9,000円の減額については、今年度購入しました冷風機の購入でございますけれども、購入が完了しておりますので、予算との差額を減額させていただくものでございます。

続いて25ページをご覧いただきたいと思えます。

10款5項3目学校給食センター費でございます。まずは、10節の下のほうですが、賄材料費100万円の減額については、当初見込んでおりました数量より実績が減となる見込みでありますことから、予算との差額を減額させていただくものでございます。

同じく、10節光熱水費100万円の減額、それから13節になりますが、下水道使用料12万円の増額につきましては、今年度の使用料見込みによりまして、光熱費における電気料金については減額とし、不足が生じる見込みである下水道使用料については増額をさせていただくところでございます。

最後に、13款1項1目予備費でございますが、こちらにつきましては歳入歳出の差額41万8,000円を増額させていただくものでございます。

以上、令和6年度中山町一般会計補正予算（第11号）の詳細でございます。よろしくお願ひ申しあげます。

議長 これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番（鈴木徹雄君） 歳入は9ページ、歳出は19ページですけども、産地生産基盤パワーアップ事業ですけども、これ私全協のときも申しあげました。12月に補正組んで3月で削除するのはおかしくないか。ということは、これいいんですよ。これ反対するわけでもないけど、町の12月の議会通ってね、町の議会通ったら、もう対象者は議会通ったんだ、機械購入できるねって、先に買ってしまったらどうすんだ、こういうときって、そのときに申しあげたんだけど、これはこれでしょうがないから、今後気をつけてもらいたいんです。

このパワーアップ補助事業ってのは、なかなかいいもんだと私は思ってます。普通の補助金は3分の1ぐらいですけど、これは2分の1くると、だからこういう制度はね、農家の人にも徹底的に利用させていただいて結構なんだし、いた

だいくように指導してくださいって言うんですけども、これは、このパワーアップのあれは豊田地区の豆の組合のトラクター2台分ということなんだけど、普通の個人個人の果樹生産者とかなかなか使いづらいこともあるのよね。

例えば、これは収益の10%アップの計画を立てなさいとか、1人では駄目だから2人でしなさいとか、3人以上とかっていろいろあると思うんだけど、こういうものをね、徹底的に私、認定農家がいるんですから、こういうものを指導して、こういうほかから来る金は、どんどん町の農家の人に適用してくださいってというのがお願いなんだけど。

それから、町長にお願いっていうか、お礼申しあげるんだけど、町でも町単独で3分の1、最高額30万までの補助金ってありますね。今ね、県議会も今開会中ですけど、今回の県議会で補正で来るはずなんですけど、機械買うとき3分の1補助というのが出てくるんです、新しく。だから、これのもちろん町負担もありますから、農家さなるべく買わせないで、町も金出たくないなんて言わないで、こういうものを徹底的に来たら、一早く、県から来る金を利用して、生産者にこういうものを使用するように指導してください。よろしくお願ひします。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君） パワーアップ補助金につきましては、トラクター2台分ということで、申請前に手続き上、ちょっと予算化が必要だということでこのような12月補正で予算化をして、3月で今回落とさせていただいたという形になって大変申し訳ないです。このようなことがないように、気をつけてまいりたいと思います。

あと、今後パワーアップ補助金に関してとか、あと県の補助金に関しても、農家へのPR等はしっかりとやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 そのほかございませんか。

6番（鈴木徹雄君） 21ページ、これ予算組むどきも私申しあげたけど、今まで人に積雪測らせて除雪の命令したのが、今機械化になるよというようなことで、これ予算多分取ったんだけど、その結果どういう欠点でいうか、どういう長所が、いいところがあったとか、しばらくぶりに今年雪が積もったもんだから、その結果はどうでしたか。

建設課長（佐藤隆一君） モニタリングシステムということであると思いますけれども、こちらにつきましては、除雪出動にあたっての状況を把握というところの目的というところで、今回設置させていただいたところでございます。

今までですと、県道の除雪に合わせた形で、町道の除雪もということで行っていたところでございますが、状況が見えないというところもございまして、こういったシステムを活用しながら、対応ということでもうまくできたのかなと

いうふうに思っているところでございます。

議長 そのほかございませんか。

3番（田宮昌幸君） 20ページの開業支援事業の補助金ということで質問させていただきます。

先ほど鈴木議員も言ったように、中山町の基幹産業は農業なんですけれども、やはり商工業にも力入れていただきたいということで、中山町はベッドタウンなんですけれども、本当に私も商工会時代に、大分新規事業者ふえましたということでですね、この開業支援事業補助金、マイナス312万円、このマイナスなった要因がですね、最初の予算どおり実績ならなかったのか。あるいは今年度間に合わないで、来年度まだ引き続き開業の準備しているのか。その辺お聞きしたくて、あと今年度の新規事業者の実績も、件数もちよっとお聞きしたいんですけど。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君） 開業支援事業補助金のご質問ですけれども、今回減額したものにつきましては、今年度開業を予定していた1件については、来年度に計画変更されたという方と、相談来られてた方がお話がなくなったということで、2件分の減額になってございます。

今年度の実績につきましては、開業された事業者様は5件になります。以上です。

議長 そのほかございませんか。

3番（田宮昌幸君） 関連してなんですけれども、小規模事業者持続化補助金ということで、マイナス30万円となっております。

こちらのほうをですね、やはり商工会との連携をとってやらなければ、そういった補助金の活用とまらないんですけども、この辺の協力体制とか連携体制はどうなってるのかもちよっとお聞きしたいんです。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君） 小規模事業者持続化補助金のご質問ですけれども、内容といたしましては、商工会と連携いたしまして補助金をお出しする中身となっております。

商工会から補助金の申請をいただく形の補助金ですので、もちろん連携をとってございまして、今年度の実績についてお話させていただきますと、商工会をとおして補助金の事業者数9件の申請があがってきております。それで確定したので、その不要額を減額させていただいたという経過でございます。よろしくお願いたします。

7番（渡辺博文君） 16ページの3款1項3目18節敬老会補助金18万7,000円の減ということですけども、この7節の高齢者に対する敬老金はおそらくこれ、何歳になったから幾ら差し上げるというものだと思います。

この18節の敬老会補助金というのは、各自治会でその敬老会をするときの

ために出す補助金だと、確か私の記憶では1人当たり1,500円じゃなかったかなと思います。ということは、これ18万7,000円ということは当初の予定よりも120人近く亡くなってるという計算です。1,500円だとすればね、今でも上がってないとなれば、120人余計に亡くなったということで理解していいんですか。まずそこをお伺いします。

健康福祉課長（渡辺美喜君） 敬老会補助金についてでございますが、1人1,000円になります。敬老会で実施するところ、しないところございますので、そちらのほうの負担の額は1,000円なんですけど、もともとの見込んだ金額よりは少なくなって、亡くなったっていうのも確かにそれも数字の中に入っております。

7番（渡辺博文君） コロナ禍明けたわけですけども、私、元町ですけども、元町に限らず、そのコロナのときはコロナだからしないんだと、コロナ明けてもしないんだと、なぜなんだって聞くと、やっぱり自分たちが横着したいからなんでしょうけども、補助金が少ないからできないんだとか、そういうことが非常に多く聞かれるんですよ。

だから、敬老会するにしたって、まんじゅうと赤飯を配って、これ敬老会なんだというところは結構あります。これまでに中山町をこう頑張って盛り上げてきてくれた高齢者の方、ご老人、それではね、敬老会の意味ないと思うんですよ。感謝を込めて集まってくださいと、敬老会やりますというのがこの敬老会補助金なんであって、配ることが敬老会じゃないわけです。だから敬老会するにあたって、もっとお金かかるわけですよ。

だからこの辺ね、もう少し増額できないのか。あるいは町としてね、その配ることが敬老会じゃないんですよみたいな、敬老会でも催さない高齢者が集まる、ふれあう場所が全くないところって結構あるんですよ。地域によっては。だからせめてね、もう少し増額して敬老会をやってくださいというふうなことをやるつもりあるかどうかというか、やっていただきたいんですけど。その辺どう考えますかね。

健康福祉課長（渡辺美喜君） 今のお話、今いただきましてなるほどと、コロナ禍がありましたので、配る事業に変わっていったというのは仕方がないことと考えておりましたので、今後働きかけと当課担当のほうで検討してまいりたいと思いますので、実施できるかどうかは、やはり地区の考えにもよりますので、地区に寄り添った形でお話していきたいと考えております。

7番（渡辺博文君） 3回目ですのでちょっとあれですけども、敬老会に限らず、おそらく皆さん感じてるとは思いますけども、やっぱり地区役員のなり手がなくなって、区長、輪番制でするんだ、うちもそうなんです。

ところが、それがとんでもないことになってるんですよ。何にも知識も常識も

何もないような人にも全部まわってきますので、だからね、今までやってたものを無くしてる自治会って随分あると思います。場合によっては総会すらしない。資料配って終わりなんだというふうな自治会もあります。

元町は総会だけはするようになりましてけども、そのあとの懇親会もしない。グラウンド・ゴルフ終わった後の反省会なんかも何もしない。だから、お年寄りが集まる場所ない。まるっきり全くないんです。

だからせめて、この敬老会ぐらい、会を催して欲しいというふうな私の願いから今話をさせてもらいましたけども、ぜひご検討くださいますように、よろしく申し上げます。答弁はいいりません。

1 番（佐東幸治君） 12 ページ、2 款 1 項 6 目企画費、12 節委託料なんですけども、統合GIS構築関連業務委託料ちょっと減額が大きいんですけども、これはどういう理由なのか。予算書を見ますと、ちょっと間違っていたら訂正お願いします。予算書では5,343万1,000円になってますけども、ちょっと増額の理由を教えてください。

総務広報課長（黒沼里香君） 統合GISの構築事業につきましては、入札を行って事業者を決めておりますので、その入札結果によるマイナスということでございます。

1 番（佐東幸治君） はい、わかりました。

議長 そのほかございませんか。

8 番（村山隆君） まず、1 点目お伺いします。

16 ページの定額減税についてです。国の施策でありましたが、全体として2,100万円の歳出、あるいは収入の減というふうな報告をいただきました。

確か、4万円ずつだったかなというふうに思いますが、単純に計算すると約500人ぐらいが、もらってないのかなというふうに考えたわけなんですけど、この実績として町内でのいただいた人の人数、あるいはいただいている対象者、いただいた方、いただいていない方、人数はわかりますでしょうか。

住民税務課長（高橋孝広君） 今ちょっと資料持ち合わせておりませんので、後で皆様のほうにお示ししたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

8 番（村山隆君） 後でお願いします。

3 月議会ですので、減額の補正が多いというのはわかります。しかし同じ減額であるにしても、例えばさっきのような入札の請差、あるいは燃料費、光熱費等にあらわれる経費と言われる部分の減少、これは節約をしていただいた、あるいは安くなってよかったなというふうに思うんですが、ただ、先ほど鈴木議員あるいは田宮議員がおっしゃった、産地のパワーアップにしても、開業支援にしても、事業費あるいは施策に関わる費用の減少というのは、これはやはりなかったから、少なくなったでしょうけども、全体の最初からさっきもあり

ましたけど、事業のスキームとかですね、あとは商工会なり農協なり、あるいはその営農組合なり、その事業費をちゃんともらうためには、もう少し本人たちもそうでしょうけども、役場の皆さんも含めてですね、商工会も含めて、もうちょっとこう丁寧な事業費の構築っていうのが必要なんじゃないかなって、私は思うわけです。

だからそういう点で、今回の3月議会ではもうこれ以上のことは望めないと思いますけども、例えば先ほどの定額減税にしても、私の試算では500人がもらってないというふうなことで、ただもらってない人にどのようなアプローチをしたのか。例えば、1回通知が来ました。確かに、期限もある中で、あなたは提出しないけどどうなんだと、昨年なんかもありました灯油の問題ですね。灯油のもらってない、もらっているというような人に対しては、もらってない人に、かなり丁寧に灯油の5,000円の去年あたりで案内をしたというふう聞いてますけども、国のお金だからね、別にもらっても、もらわなくても、本人がもらわないという意思を持ってるならいいけども忘れていたとかですね。あとは知らなかった、やり方がわからないということで、結果的にももらってない人が、私はある程度いるのかなというふうに思うんです。

そういうふうな点で、予算執行を司るといえるか、総合政策課長あたりはこの辺をどういうふうに考えていますか。

総合政策課長（神保勝也君） 後ほど、住民税務課長から定額減税補足給付の部分の数値的な部分のご説明があると思いますけれども、このたびの補正予算の減額で私どもが聞いておりますのは、この金額を積算するに当たりまして、国のシステムを使わせていただきました。

今年度、手違いもありまして2回ほど補正をさせていただき、1度追加で補正をさせていただき、総額では1億円を超えているような事業費でございました。蓋を開けてみましましたところ、過大な積算の部分が多々あったという話になりましたので、このたび歳入2,100万円、歳出も2,100万円という形で減額をさせていただいたところでございます。

また、このたびの3月補正もそうですけれども、かなり減額が多かったというのは否めないと思いますけれども、例年決算額が、繰越額がかなり多額に残るといふ部分が続いておりましたので、そのあたり次年度に不用額を残さないようにということで、今年度は5万円程度、前は100万円、50万円ということで金額を下げてきたんですけれども、今回は事業完了しているものは全て出していただきたいということで、各課のほうに要求をお願いしたところでございました。

その中で、最終的にこれとこれだけの金額が出てくることになったわけですが、見方によれば、当初予算の査定が甘いのではないかなというふうなこ

とのご指摘も受けるかと思えます。当初予算の作成に当たりましては、とにかく年度途中で過不足が出るようなことのないようにというのがもちろん原則ではございますけれども、11月頃に来年度の数値的な部分も含め、予算を立てさせていただき、次年度1年間の執行の中でやはり若干の数値的な動きはありますので、最終的には先ほどのGISもそうですけれども、参考見積もりを取ったときには、かなり大きな金額で参考見積もりをとり、国のほうに申請を上げたわけですが、入札の結果、1,000万円を超える金額が落ちるといようなことになってしまった部分については、これも入札ですので致し方ないのかなと思えますけれども、その他、光熱費も含め消耗品等は職員たち一生懸命、経費の節減を図っているところではございますし、あと事業についても当初予算で計上しておりました事業を執行できるよう頑張っているところではありますけれども、やはり歳出の予算につきましては、やっぱり過不足ないようという部分ではありますけれども、歳入予算は固く見て、歳出予算についてはやっぱり若干少し大きめに取りたいという部分をうちと協議の上で調整を図っているところでもありますので、次年度以降もこういう形で減額がたくさん出るようなことは、できるだけ控えていきたいなというふうに思って、来年度また7年度の当初を明日以降でありますけれども、最終的にお認めいただいた段階では、事業の執行についてもよくやっぱりもう少し財政企画側の方で、執行状況を見ながら進めてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

8番（村山隆君） 大変苦勞しているなというところはよくわかりましたので、これはご苦勞さまというふうに言いたいと思えますが、先ほどやっぱり言ったように事業ごとのその数字の問題だけじゃなくて、事業の中身の部分で、もうちょっと内容のある事業をぜひ組んでいただきたいというのを、まず思っておりますので、よろしく願いいたします。ご苦勞さまです。

もう1点だけ、すいません。消防団費についてお尋ねをいたします。全体的に減額というふうなことで、まずあるわけですが、町の防災に関わる問題でありますし、安全に関する部分でもありますので、消防団の実績、実数というか、ここ数年何かだんだん減ってるようにも思うんですが、その辺の実数とかわかりますでしょうか。団員数です。

総務広報課長（黒沼里香君） ちょっと急に、ちょっとあれですけども、1月に出席式がありましたときの参加人数ということでまとめていたのが、確か250ぐらいだったと思います。

ちよっともう1回確認をさせてもらい、はっきりしたところ、後ですみませんが、伝えさせてください。

議 長 そのほかございませんか。

2 番（須貝勝司君） 11 ページで一般管理費というところの中の、12 節の委託料ということで法律顧問料という、これは弁護士に対する委託料だと思いますけれども、長くしていただいた前弁護士さんが亡くなりまして、その次の弁護士さんへ変わったということで、この余った20万4,000円という少額ですけれども、亡くなったおかげで期間が空いてしまったからというふうな残金なのか、仕事は十分続けてやられての残額だったのかということの内容を教えてください。

総務広報課長（黒沼里香君） 先日といたしますか、亡くなられた柿崎弁護士に長く町の顧問弁護士をしていただいております、柿崎先生には令和5年度まで担当をしていただいております。やはり、ご病気というような体調の関係でということで、令和5年度いっぱい退任されております、新しい弁護士の先生を令和6年度の4月から、切れ目なくお願いをしております。

新しい弁護士の先生につきましては、昨日だか一昨日、山新に載っております、県の弁護士会の新しい会長になられた伊藤先生を4月からお願いをしておるところでございます。

その年度で切り換えをしたときに、予算を立てたわけですが、顧問料ということで、新しくなった先生とのお話の中で、少し値上げしたほうがいいのかなんていうことも話が出てきたら悪いので、ちょっと多めに顧問料を予算化していたわけですが、弁護士会の中で、そういった請負うときは基準的な金額が決まっているということで、柿崎先生のと時と同じような金額で大丈夫ですとおっしゃっていただいたので、少し予算をちょっと上げていた分は使わなくてよかったという流れでございます。

2 番（須貝勝司君） 今、中身はわかりました。確かに葬式の欄に載って初めて顧問弁護士が、あれっ急にいなくなったのかなあとこういう思いであったのよ。

だから、すぐ期間が空いたりしないようになればいいなと願っていたとこだけど、早めに今の体調が悪いのでっていうのは聞いたことなかったの、そこら辺がわかっていたら質問はしなかったんだけど、そんなことで大事な人なんか亡くなったときの引き継ぎなんてなったら、議会で報告いただければ、安心するのではないかなと思いますので、今後、悪いことをまた起きたらと言われなくても、そういうことでお知らせ願えればということですので、よろしく申し上げます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

4 番（埴田慎二君） 13 ページの企画費の中の地域おこし協力隊のほうの費用のほうなんです、当初2名採用して4名体制で行うということだったと思うんですが、その2名が今いらっやらないわけですが、そのとき募集されたときの応募状況はいかがだったんですか。少し教えてください。

総合政策課長（神保勝也君） 正式な形での応募というものはありませんでした。

応募の前に、やりたいんですけどというような形での問い合わせが何件か来ておりましたので、その都度職員とZ o o mで面談というか話し合いをさせていただきながら、町の状況を伝えたりとか相手の状況を聞いたりとかした中で、やはりちょっと中山町では無理だというような形での、そのあと正式な申し込みが来なかったというのが、そうですね、2つ、3件程度あったかと記憶しております。

4番（夢田慎二君） 正式な応募はなくても、問い合わせがあったことで非常に良かったと思うんですが、今実際活動していただいている地域おこし協力隊の方を見てますと、非常に町のために役立っている部分が相当あるのかなと思うんですが、今回予定していた2名が来なかったことによって、町民生活をどのような影響が少しあったのかなと思うんですが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

総合政策課長（神保勝也君） 町民生活への影響ということだと、そうですね、いい方がいらっしゃれば、町がさらに活性化するのではなかったのかということがあると思いますけども、やはりテーマを何でもいいですよという形での募集というのはもちろんフリーテーマということで1つ設けてはいたんですが、やはりそれぞれの分野で欲しいというふうな形で募集をかける前に、各課に対しても、何て言うんでしょう、こういう文化のところとか、観光のところとか、農業のところとかっていうことで、どうでしょうかという話をしながら、やはり、募集をして来てもらったのはいいけど、やっぱり配属先のところと内部での調整が図られなければ、なかなか本人も居づらくなってしまったりとか、こんなはずじゃなかったなんて帰られてしまったということは、そういうことはしたくありませんので、その募集にあたっては、大分各課内で、他の課も含めて調整をさせていただきながら、進めてきたところでもありますけれども、現在も観光とかの部門で2月までということでしたら申し込みは取っていたところではありますが、ちょっと今のところ大変申し訳ありません、問い合わせも申し込みもなかったもので、ちょっともう1カ月延ばしてみようというような形で、今いるところではございます。

来年度も1人、高橋圭哉さんが退任される予定ではありますが、残った阿部さんともう2人ないしは3人ということで、予算のほう取らせていただき、引き続き募集のほうをさせていただきながら、高橋さんの退任式もありますけれども、お2人の町民への貢献度というものが先ほど議員おっしゃるとおり、すごくいい効果といいますか、波及効果があったなというふうに思っておりますので、そのような方がですね、また次年度以降も、ぜひ採用できて中山町に新しい風を吹き込んでいただけたらなというふうに思っているところです。

4 番（夢田慎二君） すいません。言葉足らずで、すいません。フリーテーマの方であれば、どういったことをされるかが決まってないので、どういった影響あるかわからない部分あると思うんですが、テーマを決めて募集してる方もいらっしゃると思った際に、テーマを決めてこれをしていただくというのが町の事業の中であると思うんですが、そこに対する好影響ってというのは、どの程度あるのかと、もしあればなんですが、その辺を少し教えてください。

総合政策課長（神保勝也君） 過去の募集の中で、余りにもフリーにし過ぎて何をしたらいいかわからないというようなことで、ミスマッチが起きていたというのもありましたので、あまりフリーテーマという形での募集というのは、これまでしてこなかったわけですけど、実際阿部さんが事実上フリーテーマみたいな形で入ってこられたんですが、彼女の場合はここでやりたいという強い思いがありましたので、採用という形になったわけですけども、それぞれのテーマにしたがってということで、各課での各事業における課題みたいなものがあって、それをぜひ協力隊と共になんていうことで、解決できるようなものがあればということで、募集のほうをさせていただきたいというふうな部分でございました。

今年度はなかなかできませんでしたが、来年度、産業振興課のところではやっぱり農業分野で地域おこし協力隊を採用したい。採用にあたってはやっぱり受け皿を作らなければいけない。その受け皿を作るための、何ていうんでしょう、組織を立ち上げてくれるとか、一緒になって伴走してくれる委託業者さんと、ちょっと契約を結んでみようかというようなことを、来年度ちょっと計画もしている部分がありますので、そのあたりはぜひ、来年度特に農業の分野にうまく人が採用できればいいなというふうに思っています。

5 番（斎藤眞一君） 私もですね、産地パワーアップ事業に関して、ちょっとね、残念だなという思いで質問させていただきます。

それは県の段階で採用されてね、そのプランはね、国からの不採択とこういうふうなことで減額補正されたということなんですが、その事業の事前審査はちょっと甘かったんじゃないかなと私は思うんですよ。

なぜならば、県で採択になっていてね、その時点で国から不採択なるようなね、プランというか、計画書というか、それを出してやることがいかななものかなと私は思うんですよ。

なぜならばですね、今、町でも地域営農計画等々の事業を行っています。その対象になる組合が西部の組合がね、相当その地域営農計画に貢献してる団体だと私は認識してます。

そういう中で、その組織の中核となる動力源ね、その事業が不採択になったなんていうことはよ、あってならないことじゃないかと私は思うんですよ。そ

のくらいの重要な動力源なんです。

これからね、こういう事業を取り組む場合にね、しっかりした事業前の審査を熟慮を重ねて、国から採択をもらえるような、そういうプランを出していかなければならないと私は思うんですが、その辺のところどう考えてますか。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君） このたびの産地パワーアップの件については、大変申し訳なく思っております。

本来、産地パワーアップ事業の補正のタイミングでございますけれども、要望書をあげまして、内示をいただいた上で、本来であれば補正にかけさせていただきますまして、予算化するというのが通常のやり方です。

それではもちろん内示出てるので、基本的には同じ形で出せば通るといふものなんですけど、今回は追加要望に対する対応で、ちょっと時間がない中でさせていただいた形だったので、内示をもらっていない状況でさせていただいて。本申請を上げたという形になってございますという結果で、今回は大変申し訳ないですけども、このような形で落とさせていただきましたけれども、今後、このようなことがないように気をつけてさせていただきますので、どうかご了解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

9 番（渡邊史君） 11 ページ、13 ページ、17 ページ、23 ページと、会計年度任用職員の報酬の減額が載っておりますけれども、これは必要な職員を確保できなかったということでしょうか。それとも、業務内容の工夫によって必要がなくなったからということでしょうか。募集をしたのに来なかったのかということも教えてください

総合政策課長（神保勝也君） 予算の関係でありますので、私のほうから申しあげます。聞き取りをした段階では、先ほど私のすいません、長い説明の中でも説明しましたが、あるところでは内部でうまく調整を図った上で、うちの指名業者選定の部分なんかは、予算の人員の必要がなかったということで減額をさせていただいた部分もありますし、総務の部分なんかは、産休とか育休とか、職員の臨時的な対応ということで確保しておりましたけれども、その必要がなかったと。あとは、保育園の部分ではしっかりと確保した上で、先ほど村山議員の質問とも同じになりますけど、少し余裕を持って予算を取っていた部分もありましたので、そのあたりでの調整ということで、決して取れなかったとか、取らなかったということでは決してございませんので、そのあたりご了解いただければと思います

議長 そのほかございませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議第3号「令和6年度中山町一般会計補正予算(第11号)について」を採決します。

議長 この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第4号「令和6年度中山町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長(佐藤俊晴君) 議第4号「令和6年度中山町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について」の提案理由を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

県補助金につきましては、保険給付費の減額などにより、保険給付費等交付金を8,746万4,000円減額いたします。他会計繰入金につきましては、保険基盤安定制度負担金等の算定額の補正などにより、一般会計からの繰入を360万1,000円減額いたします。

次に、歳出について申し上げます。総務費につきましては、国保税等徴収員の適任者がおらず雇用できなかったため、賦課徴収費223万円減額いたします。

保険給付費につきましては、保険給付見込額の変更により、一般被保険者療養給付費を7,286万8,000円、一般被保険者療養費を218万9,000円、一般被保険者高額療養費を1,135万1,000円それぞれ減額いたします。

予備費につきましては、歳入歳出の差額242万7,000円を減額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要であります。今回の9,106万5,000円の減額補正により、令和6年度国民健康保険特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ11億4,211万円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議第4号「令和6年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」を採決します。

議長 この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第5号「令和6年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第5号「令和6年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」の提案理由を申し上げます。

初めに歳入について申し上げます。後期高齢者医療保険料につきましては、保険料収納見込額の見直しにより、特別徴収保険料の現年分を428万1,000円減額、普通徴収保険料の現年分を1,145万4,000円増額し、合わせて717万3,000円を増額いたします。

繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の確定により、当初予算額との差額55万2,000円を減額いたします。

次に、歳出について申し上げます。広域連合納付金につきましては、保険料収納見込額を増額と保険基盤安定繰入金の確定に伴い、662万1,000円を増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要であります。今回の662万1,000円の増額補正により、令和6年度後期高齢者医療特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ1億9,312万7,000円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議第5号「令和6年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第6号「令和6年度中山町介護保険特別会計補正予算(第5号)」について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長(佐藤俊晴君) 議第6号「令和6年度中山町介護保険特別会計補正予算(第5号)」について」の提案理由を申し上げます。

歳出について申し上げます。保険給付費につきましては、介護サービス等諸費の居宅介護サービス計画給付費の不足見込額556万円、介護予防サービス等諸費の介護予防地域密着型サービス給付費の不足見込額45万6,000円、介護予防福祉用具購入費の不足見込額11万6,000円、介護予防サービス計画給付費の不足見込額31万3,000円、その他諸費の介護保険給付費審査支払手数料の不足見込額4万8,000円の計649万3,000円について、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費から組み替えいたします。

また、介護給付費準備基金積立金につきましては、27万5,000円を減額し、諸支出金の償還金におきまして、令和5年度介護保険事業費補助金の精算に伴う返還金として27万5,000円を増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要であります。令和6年度中山町介護保険特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ変更せず14億2,328万5,000円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議第6号「令和6年度中山町介護保険特別会計補正予算（第5号）について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第7号「令和6年度中山町下水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第7号「令和6年度中山町下水道事業会計補正予算（第3号）について」の提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算は、国庫補助金負担金、委託料の額の確定、他会計補助金、他会計出資金、企業債、受益者負担金、企業債元金償還金繰入金、消費税及び地方消費税等の決算見込額により補正するものであります。

第2条につきましては、予算第3条で定める収益的収入及び支出について、収入の1款1項営業収益を139万8,000円減額、2項営業外収益を51万7,000円増額、支出の1款1項営業費用を588万1,000円減額、2項営業外費用を500万円増額、2款1項営業費用を100万円減額、2項営業外費用を100万円増額、それぞれ補正するものであります。

これによりまして、収益的収入の予定額は、1款公共下水道事業収益3億5,946万5,000円に、収益的支出の予定額は、1款公共下水道事業費用は3億6,164万3,000円に、2款農業集落排水事業費用は変わらずの5,308万9,000円となるものであります。

第3条につきましては、予算第4条本文括弧書き中に定める補てん財源額について、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を4,092万4,000円に、引継金を2,383万2,000円に、当年度損益勘定留保資金を1,709万2,000円に改めるとともに、資本的収入及び支出について収入の1款1項企業債を460万円減額、2項他会計支出出資金を813万3,000円減額、4項補助金を11万円減額、5項分担金及び負担金を127万4,000円増額、支出の1款1項建設改良費を460万2,000円減額、それぞれ補正するものであります。

これによりまして、資本的収入の予定額は、1款公共下水道事業資本的収入は3億139万円に、資本的支出の予定額は、1款公共下水道事業資本的支出

は3億3,426万9,000円になるものであります。

第4条につきましては、予算第5条に定める企業債の限度額について、公共下水道事業分を460万円減額し、2億160万円に改めるものであります。

第5条につきましては、予算第9条に定める、他会計からの補助金の予定額を1億4,769万8,000円に改めるものであります。

以上、よろしくご審議の上ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。  
ごさいませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから、議第7号「令和6年度中山町下水道事業会計補正予算(第3号)について」を採決します。

議 長 この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立)

議 長 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 休憩します。

再開は午後1時とします。

(午後0時03分)

議 長 再開します。

(午後1時00分)

議 長 日程第6、議第8号「令和7年度中山町一般会計予算」から日程第10、議第12号「令和7年度中山町下水道事業会計予算」までの議案を一括して議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長(佐藤俊晴君) 議第8号「令和7年度中山町一般会計予算について」の提案理由を申し上げます。

先に行われました議会全員協議会において、令和7年度の町政運営に当たる基本方針を申しあげましたが、その考えのもと予算編成を行いましたところ、

令和7年度一般会計の予算総額は59億5,700万円、前年度当初予算と比較して3億2,100万円、率にして5.7%の増となるものでございます。

では、歳入の主なものについて申し上げます。初めに、町税における町民税につきましては、令和6年度定額減税の終了や納税者の動向や給与・雇用等の情勢、景気動向などを勘案し、4億5,976万8,000円を計上しております。

固定資産税は新築及び増築の家屋分の増加を見込み、4億4,463万2,000円を計上しております。

軽自動車税、町たばこ税等については、令和6年度の徴収実績等を考慮し計上しております。その結果、町税全体では、10億666万4,000円を計上しております。

続いて、地方消費税交付金につきましては、令和7年度地方財政計画と令和6年度決算見込みなどを勘案し、2億4,000万円を計上しております。

地方特例交付金につきましては、令和6年度定額減税による減収補てん分の減額により844万2,000円を計上しております。

地方交付税につきましては、令和7年度地方財政計画をもとに、普通交付税は19億6,000万円、特別交付税は1億6,000万円、総額で21億2,000万円を計上しております。

国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金や児童手当負担金、デジタル基盤改革支援補助金など、総額で6億3,033万6,000円を計上しております。

県支出金につきましては、国民健康保険保険基盤安定制度負担金や障害者自立支援給付費負担金、多面的機能支払交付金、県民税徴収委託金など、総額で3億6,623万1,000円を計上しております。

寄附金につきましては、ふるさと寄附金など、総額で4億10万円を計上しております。

繰入金につきましては、財政調整基金やふるさと応援基金などからの繰入を行い、総額で6億505万9,000円を計上しております。

諸収入につきましては、産業立地促進資金融資制度預託金元金収入など、総額で1億2,676万円を計上しております。

町債につきましては、防災施設・整備事業債や水防・流域治水事業債、道路橋梁改良事業債などの借り入れを見込み、総額で1億6,320万円を計上しております。

以上の結果、歳入総額では59億5,700万円となるものであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。議会費につきましては、議会広報紙などの印刷製本費や通信機能つきタブレット端末借上料など、総額で7,

987万5,000円を計上しています。

総務費における総務管理費では、新たに設置する公共施設整備基金の積立金や公共施設再配置基本構想策定業務、行政情報システム管理業務、通年実施となるタクシー利用助成事業、定住促進住宅取得事業補助金などの移住定住推進事業やふるさと納税推進事業など、総額で10億2,566万7,000円を計上しています。

徴税费では、町民税や固定資産税の賦課徴収に係る経費や収納対策事業など、総額で1億271万8,000円を計上しています。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍システム等借上料など戸籍・住民基本台帳経費やマイナンバーカード関連事業など、総額で5,364万円を計上しています。

選挙費では、参議院議員通常選挙費など、総額で1,062万円を計上しています。

次に、民生費における社会福祉費では、国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計等への繰出金、障害者自立支援事業など、総額で9億8,970万3,000円を計上しています。

児童福祉費では、放課後児童クラブ運営事業や児童手当支給事業、新たに子ども家庭センター事業、なかやま保育園の運営や、光熱水費等の施設管理事業、保育・教育施設給付事業など、総額で8億2,699万円を計上しています。

続きまして、衛生費における保健衛生費では、健康診査・がん検診事業、おたふくかぜなどの各種予防接種を含む感染症予防事業、斎場照明LED化工事を含む斎場管理事業など、総額で2億582万円を計上しています。

清掃費では、ごみ処理事業や山形広域環境事務組合への負担金として総額で1億7,318万4,000円を計上しています。

労働費につきましては、労働者福祉対策事業や、羽前長崎駅西口自転車置場設置工事や駅周辺にかかる管理費など、総額で1,771万4,000円を計上しています。

農林水産業費における農業費では、かがやく果樹産地づくり強化事業や町内農産物消費応援事業、田んぼダム支援を含む多面的機能支払交付金事業、鳥獣被害対策事業など、総額で1億7,686万5,000円を計上しています。

商工費につきましては、小規模事業者持続化支援補助金や開業支援事業補助金など、商工振興事業、町観光協会補助金を含む観光振興事業や、ひまわり温泉管理運営事業など、総額で2億2,830万3,000円を計上しています。

土木費における土木総務費では、特定空き家など解体工事や特定空き家等除却補助金など、総額で5,580万5,000円を計上しております。

道路橋梁費では、町道の維持補修事業、道路除雪事業、町道や橋梁などの補

修に要する経費など、総額で2億579万1,000円を計上しています。

河川費では、石子沢川排水機場等管理業務等の河川関係受託事業1,471万9,000円を計上しています。

住宅費では、町営住宅管理事業や住宅改修等支援事業など、総額で2,798万1,000円を計上しております。

都市計画費では、立地適正化計画改定業務委託や下水道事業会計への繰出金、グラウンド・ゴルフ場管理業務など、総額で2億2,759万2,000円を計上しています。

続きまして、消防費であります。山形市への消防事務委託、消防団員報酬を含む非常備消防費、垂直避難拠点施設整備工事など、総額で3億6,416万9,000円を計上しています。

教育費における教育総務費では、中山町学校の将来構想検討委員会委員報酬や中体連県大会補助金などの事務局運営事業、外国語指導助手業務委託や特別支援教育支援員の報酬を含む学校支援事業など、総額で1億2,817万円を計上しています。

小学校費では、長崎小視聴覚室フローリング化工事や高圧受電設備機器更新工事、長崎及び豊田両小学校の管理に要する経費、GIGAスクール対応学習者用端末調達業務委託料を含む教育振興費など、1億2,213万1,000円を計上しています。

中学校費では、中山中学校管理及び光熱水費等の施設管理に要する費用やGIGAスクール対応学習者用端末調達業務委託料を含む教育振興費など、総額で7,106万円を計上しています。

社会教育費では、学校・家庭・地域の連携協働推進事業や中央公民館施設管理事業、町立図書館や歴史民俗資料館の施設管理事業、お達磨の桜樹勢回復処理委託や、文化団体等への各種補助金、旧柏倉家住宅の施設管理の修繕、公開業務など、総額で1億9,156万2,000円を計上しています。

保健体育費では、ウォーキング大会や日本体育大学の集団行動合宿誘致、スポーツ少年団活動補助金、町総合体育館をはじめ、町民プールや町民グラウンドなどの体育施設の維持管理経費、賄材料費や給食調理業務委託など、学校給食センターの運営、洗浄室エコ給湯改修工事費ほか、施設管理に要する経費など、総額で1億8,798万8,000円を計上しています。

続きまして、公債費につきましては、地方債の償還に要する元金分と利子分、合わせまして総額で4億3,886万1,000円を計上しています。

以上の結果、歳出の総額では59億5,700万円となるものであります。

第2表、地方債につきましては、斎場管理運営事業債1,170万円、道路橋梁改良事業債7,700万円、防災施設・整備事業債3,540万円、水防・

流域治水事業債 2, 650 万円、学校給食センター施設管理事業債 1, 260 万円、総額で 1 億 6, 320 万円を借り入れるものでございます。

以上、令和 7 年度一般会計予算の概要を申しあげましたが、諸施設の円滑な遂行と効果的な予算の執行により、調整の着実な進展と町民福祉のより一層の向上に最善の努力をしてみまいりますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申しあげます。

続きまして、議第 9 号「令和 7 年度中山町国民健康保険特別会計予算について」の提案理由を申しあげます。

初めに、歳入の主なものについて申しあげます。

国民健康保険税につきましては、一般被保険者分及び退職被保険者の滞納繰越分を合わせて 1 億 8, 653 万 5, 000 円を計上しております。

県支出金につきましては、保険給付費等に要する費用に交付される普通交付金等 8 億 4, 323 万 1, 000 円を計上しております。

繰入金につきましては一般会計からの繰入金として 1 億 1, 111 万 5, 000 円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて申しあげます。

総務費につきましては、一般管理費や賦課徴収費等 4, 090 万 9, 000 円を計上しております。

保険給付費につきましては、療養諸費や高額療養諸費 8 億 3, 266 万 5, 000 円を計上しております。

国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせまして、2 億 3, 771 万 7, 000 円を計上しております。

保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費や疾病予防費等 1, 622 万円を計上しております。

以上の結果、令和 7 年度中山町国民健康保険特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ 1 億 4, 302 万 6, 000 円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申しあげます。

続きまして、議第 10 号「令和 7 年度中山町後期高齢者医療特別会計予算について」の提案理由を申しあげます。

初めに、歳入の主なものについて申しあげます。

後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の合計で 1 億 4, 149 万 9, 000 円を計上しております。

負担金補助及び交付金につきましては、保険事業負担金等 804 万 1, 000 円を計上しております。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として 5, 181 万 7, 000

0円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費につきましては、健康診断委託料等1,081万2,000円を計上しております。

広域連合納付金につきましては、保険料等負担金等1億9,046万2,000円を計上しております。

以上の結果、令和7年度中山町後期高齢者医療特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ2億200万5,000円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議第11号「令和7年度中山町介護保険特別会計予算について」の提案理由を申し上げます。

初めに、介護保険特別会計予算につきましては、中山町第9期介護保険事業計画に基づき、保険給付費や各種事業について予算の編成をしたところであります。

最初に、歳入の主なものについて申し上げます。介護保険料につきましては、令和7年度の保険料納付対象となる第1号被保険者数を4,012人と見込み、総額で2億9,000万9,000円を計上しております。

国庫支出金につきましては、介護給付費負担金2億2,663万円を国庫負担金として計上し、調整交付金及び地域支援事業交付金等を合わせた8,315万6,000円を国庫補助金に計上しております。

支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を合わせた3億4,340万1,000円を計上しております。

県支出金につきましては、介護給付費県負担金1億7,420万9,000円を県負担金として計上し、地域支援事業交付金926万4,000円を県補助金に計上しております。

一般会計繰入金は、介護給付費繰入金として1億5,416万9,000円、地域支援事業繰入金として926万4,000円、低所得者保険料軽減繰入金として831万9,000円、その他職員給与費と介護認定等に要する事務経費として6,599万9,000円の合計2億3,775万1,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、職員給与など総務管理費として4,414万4,000円、介護保険料の賦課徴収費として240万2,000円、介護認定審査会費として1,577万1,000円を計上しております。

また、介護保険事業の円滑な運営や介護保険の重要事項について、調査及び審議等を行う運営協議会費として348万4,000円を計上しております。

次に、保険給付費についてご説明いたします。

まず、要介護1から要介護5までの認定者に対する介護サービス等諸費について11億1,067万2,000円を計上しております。

次に、要支援1及び要支援2の認定者に対する介護予防サービス等諸費については4,686万円を計上しております。

その他諸費については、審査支払手数料といたしまして、138万円を計上しております。

また、高額介護サービス等費については2410万8,000円、高額医療合算介護サービス等費として449万4,000円、特定入所者介護サービス等費として4,584万円を計上しております。

次に、地域支援事業費についてご説明いたします。

介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援1及び要支援2、基本チェックリスト該当者に対する訪問及び通所事業や、緩和した基準によるサービス等にかかる費用として3,592万3,000円を計上しております。

全ての高齢者が対象となる一般介護予防事業費として、248万1000円、地域包括支援センター運営や生活支援コーディネーター業務、在宅医療・介護連携推進事業の委託など、包括的支援事業・任意事業費として、2,312万6,000円を計上しております。

また、保健福祉事業につきましては、地域支援事業では取り組むことができない一般高齢者対象の介護予防事業についての経費として、高齢者見守り支援事業27万4,000円を計上しております。

予備費については、不測の保険給付費等の支出増大に対処するため、1,000万円を計上しております。

以上の結果、令和7年度中山町介護保険特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ13億7,253万4,000円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議第12号「令和7年度中山町下水道事業会計予算について」の提案理由を申し上げます。

当町の公共下水道及び農業集落排水の使用状況を示す現在の水洗化率は、両施設合わせて約89%で、年々わずかながらではありますが上昇している状況であります。

町といたしましては、今後とも公共下水道及び農業集落排水の両施設の適切な維持管理と普及拡大を図るとともに、経営の効率化と経営内容の改善を図りながら、本事業の目的である公共用水域の水質保全と生活環境の改善に万全を期してまいりたいと思っております。

当予算につきましては、地方公営企業法を適用した下水道事業となるため、

予算書の構成は地方公営企業法施行規則に基づく内容となっております。

第2条の業務の予定量につきましては、汚水処理戸数を公共下水道では3,080戸、農業集落排水では420戸、年間総汚水処理水量を公共下水道では86万8,000立方メートル、農業集落排水では11万5,000立方メートルを見込んでおります。

また、建設改良費といたしまして、公共下水道の管渠建設改良費3,220万円、流域下水道建設費負担金1,928万8,000円、農業集落排水の処理場建設改良費172万円等の合計で、5,420万8,000円を計上しております。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、公共下水道事業の収入3億8715万5,000円、農業集落排水事業の収入を5,094万8,000円、公共下水道事業の支出を3億8,715万5,000円、農業集落排水事業の支出を5094万8,000円計上しております。

なお、公営企業会計の適用に要する経費の財源に充てるため、企業債190万円を借り入れるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、公共下水道事業の収入を3億2,476万3,000円、農業集落排水事業の収入を777万8,000円、公共下水道事業の支出を3億6,189万8,000円、農業集落排水事業の支出を1,414万5,000円計上しております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4,305万2,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条の企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法等を定めるものでございます。

第6条の一時借入につきましては、一時借入金の限度額を定めるものでございます。

第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、流用することができる予算の項目を定めるものでございます。

第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、議会の議決がなければ流用することができない経費を定めるものでございます。

第9条の他会計からの補助金につきましては、一般会計から受ける補助金額を定めるものでございます。

第10条は、資本剰余金の処分につきまして、資産譲渡により発生する損失を埋めるための資本剰余金の金額を定めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 議第 8 号から議第 12 号までの令和 7 年度一般会計、各特別会計及び下水道事業会計の新年度予算の質疑、討論、採決については、定例会最終日の 3 月 13 日に次の順序で行います。

初めに、議第 8 号の令和 7 年度中山町一般会計予算の質疑については、歳入全体の質疑の後に、歳出は各款ごとに順を追って行い、最後に総括質疑を行い、討論、採決の順で行います。

次に、議第 9 号から議第 11 号までの令和 7 年度各特別会計予算の質疑については、各件ごとに歳入、歳出に大別して行った後、各件ごとに討論、採決の順で行います。

次に、議第 12 号の令和 7 年度下水道事業会計予算の質疑については、収益的収入・支出と資本的収入・支出に大別して行った後、各件ごとに討論、採決の順で行います。以上です。

日程第 11、議第 13 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第 13 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について」の提案理由を申し上げます。

この条例は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係する条例の整備を図るため提案するものであります。

改正内容は、懲役及び禁錮を廃止し、これに代えて拘禁刑を創設すること、また罰則の法定刑について、無期懲役及び無期禁錮は無期拘禁刑に、有期懲役及び有期禁錮は長期及び短期を現行のものと同じくする有期拘禁刑に改めるものです。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議 長 これで討論を終わります。

これから議第 13 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整理に関する条例の設定について」を採決します。

採決は起立によって行います。

議長 本案を原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立)

起立全員です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第14号「中山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長(佐藤俊晴君) 議第14号「中山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に条が新設されることで、条番号の改正があり、関係する条例の整備を図るため、提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議第14号「中山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

議長 本案を原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第15号「中山町犯罪被害者等支援条例の設定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第15号「中山町犯罪被害者等支援条例の設定について」の提案理由を申し上げます。

犯罪被害者等基本法において、地方公共団体の責務とされている犯罪被害者等の支援について、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復、被害の軽減を図るための必要な施策を推進し、犯罪被害者等を社会全体で支える体制を整えることにより、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、犯罪被害者等の支援のための必要な事項を定めたものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議 長 これで討論を終わります。

これから議第15号「中山町犯罪被害者等支援条例の設定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

議 長 本案を原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（起立）

議 長 起立全員です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第16号「中山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第16号「中山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について」の提案理由を申し上げます。

この条例改正は、育児時間または育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等により、所要の改正を行うものであります。

具体的に申しあげますと、中山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、超過勤務の免除の対象となる職員の範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大します。

また、子の看護休暇について、子の看護休暇の対象となる子の範囲を小学校3年生までに拡大するとともに、子の行事、例えば入園、入学式、卒園式への参加や感染症に伴う学級閉鎖等にも利用できるように取得事由を拡大します。

そして、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい環境を整備するため、意向確認等に関する規定を追加します。

次に、中山町職員の育児休業等に関する条例につきましては、部分休業の承認について、非常勤職員に関する規定を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申しあげます。

議 長 質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議第16号「中山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

議 長 本案を原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立)

議 長 起立全員です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第17号「特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長(佐藤俊晴君) 議第17号「特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申しあげます。

この条例改正は、これまで町長、副町長及び教育長の給料月額について、それぞれ10%、5%、3%の減額措置を行ってまいりましたが、これをさらに1年間延長するためのものがございます。

また、非常勤職員である予防接種健康被害調査委員会委員及び学校薬剤師の報酬について、県や近隣市町村との均衡を図りながら見直しを行うなど、所要

の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

5 番 (斎藤眞一君) 給料減額について私は反対します。

その理由は、今、町の議会で議会活性化特別委員会を立ち上げて、より良い議会に進めようという方向性を示して活動しております。

その議会活性化に特別職の減額処分がなされると非常に足かせになるという思いで私は反対します。

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 それでは、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議第 17 号、「特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立)

議 長 起立多数です。したがって本案は原案のとおり可決されました

日程第 16、議第 18 号「中山町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 (佐藤俊晴君) 議第 18 号「中山町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について」の提案理由を申し上げます。

現在、町では、持続可能なまちづくりに向けて、更新すべき公共施設を長期的な展望に立ち、効率的に整備することで将来必要な行政サービスを安全かつ安定的に提供できるよう、公共施設の再配置に係る具体的な検討を進めているところでございます。

今回の条例設定は、公共施設の再配置に係る検討結果を踏まえた施設整備と

既存施設の長寿命化対応等の維持修繕に加えるため、新たに基金を設置するものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議第18号「中山町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

議 長 本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立)

議 長 起立全員です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第19号「中山町町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長(佐藤俊晴君) 議第19号「中山町町税条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)が改正されたことにより、中山町町税条例の一部を改正し、施行するものであります。

主な改正内容は、参照する条文のずれを整備するための変更であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議第19号、「中山町町税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第20号、「中山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長(佐藤俊晴君) 議第20号「中山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この条例制定は、厚生労働省が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係する条例の整備を図るため、提案するものであります。

改正内容は、食事の提供の特例に関する規定において、栄養士のみとされていたものに、管理栄養士が追加されたものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議題20号「中山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第21号「中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長(佐藤俊晴君) 議第21号「中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この条例改正は、中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の利用料金について、物価及び人件費が上昇している情勢をかんがみ、施設の健全かつ持続可能な運営と利用者負担の適正化を図ることを目的として、センター料金表を改正するものでございます。

改正の具体的な内容につきましては、主なところを申し上げますと、入浴料については50円の引き上げとし、大人400円、子ども、小学生200円に、宿泊料金における部屋代部分については一律2,000円の引き上げなど、各利用区分において料金を改正するものでございます。

実際の料金改正については、周知期間等を勘案し、令和7年10月1日を予定しておるところです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから。議第21号「中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います

本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立)

議 長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
日程第20、議第22号「中山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議 長 須貝議会運営委員会委員長。

議 長 休憩します。

(午後1時56分)

議 長 再開します。

(午後1時59分)

議会運営委員会委員長(須貝勝司君) 大変貴重な時間、休憩をとってしまい大変申し訳ございません。

それでは、議第22号「中山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申しあげます。

この条例改正は、行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備するためのものがございます。

主な内容としましては、法令改正による文言の整理、引用法令の改正に伴う条ずれの対応、また刑法等の改正により懲役を拘禁刑に改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申しあげます。

議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから、議題22号「中山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

議 長 この採決は起立によって行います。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

(起立)

議 長 起立全員です。したがって本案は原案の通り可決されました。

日程第 2 1、議第 2 3 号「中山町農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第 2 3 号「中山町農業委員会委員の任命について」の提案理由を申しあげます。

農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市町村長が議会の同意を得て農業委員を任命することになりますので、齋藤由佳以下 9 名を中山町農業委員会委員に任命いたしたいと存じ、ご提案申しあげる次第であります。

齋藤由佳氏は、平成 9 年 8 月 1 3 日生まれ、年齢は 2 7 歳、お住まいは文新田 1 地区であります。現在は自営業とあわせて兼業農家として 6 年間、桜桃を主体に経営されている農業者でもあります。齋藤氏は、農業における実績に加え、若手農業者の観点を取り入れる上で、農業委員として最適任と考えております。

石沢伸悦氏は、昭和 2 9 年 1 1 月 3 日生まれ、年齢は 7 0 歳、お住まいは川端地区であります。現在認定農業者として水稲、果樹を主体に経営されており、現職の農業委員会会長でもあります。石沢氏は、農業及び農業委員における実績に加え、人格、経験から、農業委員として最適任と考えております。

高橋聡彦氏は、昭和 4 4 年 1 月 1 0 日生まれ、年齢は 5 6 歳、お住まいは下川地区であります。令和 2 年に就農され、現在はハウスでのきゅうり栽培を中心とした、施設野菜を主に営まれているかたわら、地区の農政推進委員も務められております。高橋氏は農業における実績に加え、人格、経験から農業委員として最適任と考えております。

小松宏氏は、昭和 3 9 年 2 月 6 日生まれ、年齢は 6 1 歳、お住いは小塩 2 地区であります。地域における中核的な専業農家の 1 人であり、認定農業者として水稲を主体に経営されております。小松氏は、農業における実績に加え、人格、経験から農業委員として最適任と考えております。

高橋富貴子氏は、昭和 2 6 年 7 月 1 6 日生まれ、年齢は 7 3 歳、お住まいは北小路地区であります。現在は認定農業者であるお子様及び夫とともに水稲を主体として、果樹や野菜の作付け並びに農産加工品の販売など多角的に経営されており、現職の農業委員でもあります。高橋氏は、農業及び農業委員における実績に加え、人格、経験から農業委員として最適任と考えております。

折笠満氏は、昭和 2 3 年 8 月 1 9 日生まれ、年齢は 7 6 歳、お住まいは梅ヶ枝町 3 地区であります。以前勤務されていた株式会社三和缶詰においては、マッシュルームの生産指導に従事され、退職後は山形県農業総合研究センターにて、農業の 6 次産業化を指導されてきた方であります。折笠氏は、農業を生業としていない方であるということで、利害関係がない中立委員として応募があ

った方であり、現職の農業委員でもあります。折笠氏は、企業人として農業に携わってきた実績に加え、人格、経験から農業委員として最適任と考えております。

齋藤昌典氏は、昭和32年11月11日生まれ、年齢は67歳、お住まいは達磨寺2地区であります。退職後の再雇用期間も含め、令和4年度末まで山形農業共済組合に勤務された方であり、現在は専業農家として桜桃と桃を中心とした果樹主体に経営されております。齋藤氏は職歴及び農業経営の実績に加え、人格、経験から農業委員として最適任と考えております。

小松茂夫氏は、昭和34年11月5日生まれ、年齢は65歳、お住まいは小塩1地区であります。現在は認定農業者として果樹主体に経営されており、現職の農業委員でもあります。小松氏は、農業及び農業委員における実績に加え、人格、経験から農業委員として最適任と考えております。

志田紀子氏は昭和40年8月25日生まれ、年齢は59歳、お住まいは柳沢2地区であります。現在は認定農業者である夫とともに果樹主体での農業経営を行っており、現職の農業委員でもあります。志田氏は、農業及び農業委員における実績に加え、人格、経験から農業委員として最適任と考えております。

以上、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議 長 これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 次に原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 これで討論を終わります。

お諮りします。

これから、議第23号「中山町農業委員会委員の任命について」を採決します。

議 長 本来ならば、原則として1人ずつ諮らなければなりません、一括して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。したがって、本件は一括して採決することに決定しました。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって、本件はこれに同意することに決定しました。

日程第22、議第24号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長(佐藤俊晴君) 議第24号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

当町には現在4名の人権擁護委員がおり、鈴木祐吉氏が令和7年6月30日に任期が満了となります。

このため、後任の人権擁護委員の候補者について人選を進めてきたところでございますが、このたび佐藤徳彦氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため提案するものであります。

佐藤氏は梅ヶ枝町1地区在住で、年齢は64歳であります。財団法人山形健康推進機構に勤務のかたわら、長らく青少年の健全育成活動に尽力され、人格識見とも高く、広く社会の実情に通じていることに加え住民の信頼も厚く、人権擁護委員として最適任と考えております。

よろしくご審議の上、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

お諮りします。

議第24号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と答申したいと思っております。

議長 これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、本案は適任と答申することに決定しました。

日程第 2 3、請願 1 件を議題といたします。

受理番号第 1 号「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」総務文教常任委員長の報告を求めます。

議長 鈴木総務文教委員長。

総務文教常任委員会委員長（鈴木徹雄君） 請願審査の報告を申し上げます。

本委員会に付託されました請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 9 2 条第 1 項の規定により報告いたします。

請願名、受理番号第 1 「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」です。付託年月日令和 7 年 3 月 4 日、審査の経過は、本案につき慎重に審査した結果、次のとおり決定したものです。

審査の結果、採択とする。理由、願意妥当と認める。

以上です。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本請願に対し反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長 次に、本請願に対し賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長 これで討論を終わります。

これから、受理番号第 1 号「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

議長 この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立）

議長 起立全員です。したがって、「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議長 これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

お疲れさまです。

（午後 2 時 1 5 分）

以上、会議の概要を記載し、相違ないことを証するため署名します。

令和7年3月5日

議 長 鎌 上 徹

署名議員 村 山 隆

署名議員 渡 邊 史